



受大監第 22 号
令和 4 年 8 月 25 日

大山町長 竹口 大紀 様

大山町監査委員 石黒 澄男
大山町監査委員 野口 俊明



令和 3 年度大山町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された令和 3 年度大山町水道事業会計決算書及び関係書類を審査したので、下記のとおり意見を付します。

記

1. 審査の概要

令和 4 年 7 月 28 日に下記の決算書及び関係諸帳簿を審査し、予算の執行状況が議決の趣旨に則し効率的かつ合理的に行われているか等について検討を加えつつ慎重に審査した。

その結果、決算計数は諸帳簿と合致しており、いずれも正確であることを認めた。

2. 審査した書類

- (1) 令和 3 年度大山町水道事業会計決算書
- (2) 令和 3 年度大山町水道事業会計決算附属書類

3. 執行状況

消費税を除いた本年度の収益的収支における総収益は 2 億 8,106 万 5 千円、総費用は 2 億 6,171 万 8 千円で、当年度純利益は 1,934 万 7 千円となっている。

4. 業務内容

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	比較	
			増減	(%)
年度末給水人口 (人)	14,126	13,730	△396	97.2
年度末給水栓数 (栓)	5,896	5,897	1	100.0
年間総配水量 (m ³)	1,877,950	1,821,730	56,220	97.0
年間有収水量 (m ³)	1,449,889	1,404,278	45,611	96.9
有収率 (%)	77.2	77.1	△0.1	-

5. 結び

令和元年度に水道法の一部を改正する法律が施行され、長期的な観点での施設更新、水道施設台帳の整備など適正な資産管理の推進が求められている。

本町においては、水源地、配水池など施設の更新が行われつつあり、管路施設についても旧中山町地区から布設替えが順次進められる見通しである。計画的な事業遂行のため、体制整備を適宜進められたい。

令和3年度水道使用料未収金は167万円で前年度に引き続き徴収対策の実績がみられる。過年度未収金1,573万9千円との合計は1,740万9千円となった。徴収対策の一層の強化に努められたい。